報 道 発 表 資 料
平成24年11月26日
水戸地方気象台

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）を廃止することについて

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度５強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱化し、雨による土砂災害の危険性が通常より高いとの判断から、水戸地方気象台は、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常より引き下げて運用してきました。

その後平成24年5月29日に暫定基準を見直し、水戸市、日立市、神栖市、茨城町において、通常基準の７割、その他の市町村は通常基準で運用しています。

この暫定基準は、地震発生後の降雨状況と土砂災害の関連を調査し、土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、適切な見直しを行うこととしており、今般、茨城県と水戸地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成24年11月27日をもって廃止することから、大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）についても下記のとおり廃止します。

記

１．暫定基準（土壌雨量指数基準）の廃止日時
　平成 24年 11月 27日 13時

２．暫定基準（土壌雨量指数基準）を廃止する市町
　水戸市、日立市、神栖市、茨城町

これにより、大雨警報・注意報の暫定基準（土壌雨量指数基準）を運用している茨城県内の市町村はなくなります。

《本件に関する問い合わせ先》
水戸地方気象台 防災業務課 電話：029-224-1106